

西大寺食堂院跡出土文字資料と食堂院

浅野 啓介

1、はじめに

本稿では西大寺食堂院跡から出土した文字資料を検討することにより、延暦年間に西大寺の食堂院で行われていたことを若干ではあるが推定してみたい。

2、西大寺と食堂院跡出土遺物

西大寺は宝亀十一年（七八〇）に作成された『西大寺資財流記帳』によると、天平宝字八年（七六四）に孝謙天皇が金銅四王像を造らうと発願し寺を建て始めたのが始まり

である^①。藤原仲麻呂（惠美押勝）の乱に際してのものと考えられている。神護景雲元年（七六七）二月には佐伯今毛人が造西大寺司長官に任じられており、このころ西大寺の本格的な造営が行われはじめたようだ。

今回検討する木簡をはじめとした遺物は西大寺食堂院に作られた井戸SE九五〇から出土した^②。檜皮殿と大炊殿の間に位置したこの井戸は井籠組で内法は一辺二・三mあり、五段残存していたが、井戸の中から倒れたもう一段の井戸枠が見つかったので、最低六段あったと推定される^③。木簡の他にも奈良三彩や製塩土器をはじめとした土器、瓦、箸、しゃもじ、木皿、曲物などの木製品や、瓜や桃の種・栗の

皮・胡桃の皮などの植物遺体も出土している。⁶⁾ 井戸から出土した木簡は延暦五年(七八六)から延暦十一年(七九二)の間の年紀があり、その中では延暦十一年のものが最も多く、井戸から出土した遺物はそのころに一括して捨てられたものと考えられている。⁷⁾ また、井戸枠には樹皮が残るものがあり、年輪年代法によりその伐採年代は七六七年晩秋から七六八年の早春にかけてであることが分かっている。⁸⁾

この木簡群は基本的に、①食堂院に食材を進上している木簡、②食料を保管している木簡、さらに③その食料を分配している木簡に分けられる。⁹⁾ その中から本稿ではまず③に分類される次の木簡の内容を検討したい。

3、伊賀栗木簡の検討

・飯壹升 伊賀栗拾使間食料 八月廿七日 目代 (倉人カ)

・ 八月四日 (目カ)

上座 寺主 可信

倉人

」

(裏面左行は墨書で囲んで抹消)

395・25・6 011¹⁰⁾

八月二七日に、伊賀栗を拾う使いに飯一升を支給した木簡である。裏はよく読めないが、八月四日の日付で上座・寺主・可信という役職の署名が予定されていて、倉人が収支を検査する役であるとすれば、裏と表は同じような内容の木簡であったろう。裏のほうは、裏にしたときの右側は文字が一部しか書かれていない。八月四日に裏が使用され、上座などの行は墨線で囲んで抹消されていることから、木簡としては一度廃棄されたことが分かる。その後、右側が割られ、八月二七日に表を使用するに至っている。

次に語句の意味を考えたい。「飯壹升」であるが、史料に出てくる米と飯について分析した吉野秋二氏によると、飯は米を炊いたもので、古代では容積は米の二倍になるように換算されている。¹¹⁾ つまり飯一升は米五合にあたる。『延喜式』民部省上七〇条には匠丁や仕丁が京から帰る際の一日分の食料は「米一升、塩一勺」なので、これと比べると少ない量になる。ちなみに一升というのは現在の約四合である。¹²⁾

「間食」は一般的に朝夕二度食以外の食事と考えられている。¹³⁾ 食堂院跡出土の木簡には間食と書かれた木簡は他に

もある。

・飯貳升 客房侍倉人一人鑑取一人合二人間食料

〔那カ〕 三月五日

寺主「□□」都□「聞円」少都□

・「錢□貫文 少寺主

「□□」 而 □□ 而 □□

291・42・2 011

客房にいる倉人一人と鑑取一人に間食として飯二升を支給した木簡である。つまり一人一升ずつである。正倉院文書では工人に間食として毎日米が二升支給されていたり、女性には一升あまり支給されているように、一日分の給料だろう。米二升が一日の給料とした場合、つまり飯にすると四升だから、この西大寺食堂院木簡の間食はこれらよりも量が少ない。間食という文言は食堂院から削屑でも出土しているから、¹⁵食堂院では、いろいろな時にいろいろな人に間食として食料を支給していたのであろう。すると、食堂院木簡の間食というのは一日の弁当代のようなことになるだろう。

次に「伊賀栗拾使」についてだが、『西大寺資財流記帳』によると伊賀国名張郡に西大寺の栗林があることが分かる。すると西大寺から名張に栗拾いを行く際に「飯を支給

された木簡であった可能性がまず挙げられる。西大寺から名張までは直線距離でも三〇キロ近くあり、歩くと七〜八時間かかるので、行つて帰つて計一日、作業半日としても、計二日弱はかかることになる。先に「飯一升」は一日の路糧としては少ないことを述べたが、これらを考えると、名張郡に所在した栗林まで栗拾いに行っていた可能性は少ないのではないだろうか。すると、いがのついた栗である可能性も出てくる。以下こちらの可能性が高いことを述べていきたい。

九世紀末成立の『新撰字鏡』には「椽」のことを櫟の実であると書かれ、万葉仮名で「久利乃伊加」と読んでいる。そして、椹栗が当時どのように扱われたかについては、まず室町時代の史料だが、『お湯殿上の日記』文明九年（一四七七）閏正月三日条には「きたのこうち殿御くりのいかみやの御かたへとてまいらるる」とあり、北野小路殿が宮の御方へ栗のいがを進上している。また、十世紀に成立したと見られる『うつほ物語』楼の上上には、「院より、白銀の鬚籠（ひげこ）二十、白銀、黄金して、若栗、松の実、榎、棗など作り入れさせたまひて、宮の御もとに、…」とあり、朱雀院から、銀製の鬚籠二十個に、銀や金で作った

若栗、松の実、榎の実、棗の実などを入れさせて、女一宮

のところへ、送って来たということである。貴族の贈答品として若栗などが挙げられている。若栗というのは、『小学館日本古典文学全集』の注釈(四九四頁)によると、緑色のいが入った栗のことを指すそうで、これはまさしく稷粟のことである。次に、平安後期(十一世紀中頃)成立の『能因歌枕』には、八月の歌枕として「いがぐり」が出てくる。今検討している木簡が八月末のものであることと対応する。さらに、江戸時代の京都(山城国)の地誌『雍州府志』(黒川道祐撰、六土産 茅栗)には

不^レ脱^二其毛毬^一謂^二伊賀栗^一。倭俗毛毬謂^二伊賀^一。

と記されている。稷粟のことを伊賀栗と呼んでいることに注目したい。しかも『雍州府志』によれば、九月初旬に粟を山林に取りに行っており、この木簡の日付八月二七日と近いことからしても、稷粟を拾いに行っているのに間違いないだろう。江戸時代前期の書物である『本朝食鑑』¹⁶⁾によれば、苞(いが)がまだ裂けぬうちに採取したものは腐りやすいとのことである。推測になるが、西大寺では秋の季節を感じるために稷粟を拾いに行かせたのではないだろうか。

4、伊賀栗木簡と食堂

古代の食堂を検討した吉川真司氏によれば、古代寺院の食堂は一緒に食事をするという共食儀礼を軸にして、寺僧集団の秩序を維持する場であったとされている¹⁷⁾。例えば、平安時代の史料ではあるが『日本文徳天皇実録』仁寿二年(八五二)三月丁丑条に「詔。諸大寺、起^二四月一日^一、迄^二八月卅日^一、衆僧食時、同集^二食堂^一、各読^二大般若經一卷^一、以攘^二水旱之災^一。永為^二歲事^一。」とあり、これが『延喜式』玄蕃寮(六六八頁)の「凡東大、興福、元興、大安、薬師、西大、法隆、新薬師、招提、本元興、弘福、四天王、崇福、東、西、法華、梵釈等諸大寺僧尼、每年自^二四月一日^一、迄^二八月卅日^一、食時便於^二食堂^一各読^二大般若經一卷^一。」に引き継がれている。四月から八月は毎日の食堂での食事の際は、大般若経を読むことが義務づけられていた。また、貞観十年(八六八)に作られた『禅林寺式』(『平安遺文』一五六)第一条によれば「受法之人、依^レ例可^レ修^二三時之念誦^一。書須^下早打^二齋鐘^一、衆集^二食堂^一、維那為^二導師^一、先読^二ム経各々一卷^一、相續受^レ食。」とあり、昼に齋の合図の鐘が鳴り、食堂に僧が集まり、都維那を導師としてまず某

5、「同法」と食堂

經を一巻読み、相次いで食事を受けるべきである、と記主の真紹は記している。これは実際に行われていたものとは限らないが、当時の食堂は、僧がお經を読み食事をする場所であることを示している。

そこでどんなものが食されたかであるが、十二世紀初めに成立した『東大寺要録』（諸会章第五）によると、東大寺では、正月の礼拝、三月三日・五月五日・九月九日の節供、十二月八日の温室節などで食堂が使用されており（二二頁）、そこでは、三月三日には干飯・餅・酒、五月五日には大粽・酒・饅飩、九月九日には干飯・酒・餅・栗・豆、温室節には干飯・酒・饅飩・芋子・餅などで食材として利用されている。¹⁸特に九月九日の節供で栗が使用されているのに注目したい。

先に、腐りやすい稗粟をわざわざ拾いに行ったことを述べたが、これは食堂で僧たちが食するために拾いに行ったのではないだろうか。食堂での食事はおそらく整えられたもので、西大寺の場合は給仕をする手長もいた。¹⁹栗だけを食べるのではなく、季節感を感じるために稗をつけた状態で食膳に供されたのではないだろうか。

出土文字資料群で他に寺院との関係を想起させるものといえば、「同法」がある。²⁰曲物の底板に「同法」と記されたものがあるほかに、墨書土器にも「同」「同法」と記されたものが多く出土している。この字が書かれた土器は皿が多いとのことである。²¹また、隣接した地区の調査でも「同法所」と書かれた墨書土器が出土している。²²

同法は『日本国語大辞典』によると「同じ修行をする集団」である。延暦二十年（八〇一）に作成された「多度神宮寺伽藍縁起資財帳」（『平安遺文』二〇）によれば、一五九〇束の稲のうち、「同法阿弥陀悔過料」として五四〇束が計上されている。同法が阿弥陀悔過を行ったということと考えられ、他に比べて多量の稲を使用していることから、それなりに大規模な儀式であったろう。また、東大寺には十月二十五日に行われた同法供があり、これは講堂で行われた延元年（九七三）から開始されたものである。²³一緒に修行した同法を供養するための儀式であろうか。

そして、先に引用した『禪林寺式』第一条には、別の部分に「又入^レ堂之時、須^下自^二東腋戸^一入者、即自^二東第一

戸^一而入、自^二西腋戸^一入者、亦自^二西第一戸^一而入上。出時亦爾。不^レ得^下自^二正中戸^一而出入上。若有^二違制^一者、同法見者、登時禁止、不^レ得^二阿容^一。」とある。食堂に入る時、東腋戸から入る時は、東の第一戸から入り、西腋戸から入る時は西の第一戸から入るべきである。出る時もまた同じである。真ん中の戸から出入りすべきではない。もし違反する者がいて同法がこれを見たら、すぐに禁止し許してはいけない、と書かれている。僧らが同法として食堂と一緒に入っていたことがわかる。

このように同法は同じ修行をする集団というだけでなく、宗教儀式を執り行う集団でもあった。食堂院に同法と書かれた皿が多く出土するということは、さまざまな階層にいる僧が同法という一つの集団として食事をしていたことを示すのであろう。つまり、吉川氏の述べるように、古代寺院の食堂が一緒に食事をするという共食儀礼を軸にして、寺僧集団の秩序を維持する場であったことの現れと考えられる。

6、おわりに

本稿では、西大寺食堂院の井戸から出土した文字資料の一部を検討して、文字資料群と食堂の関係を述べてきた。伊賀栗木簡からは、食堂で栗を食しており、その栗は毬栗として食卓に上がり、その栗は西大寺の近辺で拾われたものであったと考えた。また、「同法」と書かれた土器や曲物からは、その文字自体が食堂での共食儀礼を表したものであることを述べた。どちらも西大寺食堂院で生きた人々の営みの中から生まれた特徴的な遺物であるといえよう。このように、西大寺食堂院の井戸出土の遺物は、遺構と直結した極めて希有な例であると思う。本稿で述べたことはわずかだが、今後とも検討を続けたいと考える。

注

(1) 西大寺については太田博太郎「西大寺」『南都七大寺の歴史と年表』(岩波書店、一九七九)や、佐藤信編『西大寺古絵図の世界』(東京大学出版会、二〇〇五)を参照した。資財帳の積文は『西大寺古絵図の世界』に所収されている。

(2) 『続日本紀』神護景雲二年二月戊申条。

(3) 奈良文化財研究所『西大寺食堂院・右京北辺発掘調査報告』

- (4) 二〇〇七。一六頁。
- (4) 同十頁。
- (5) 同三五頁。
- (6) パンフレット『西大寺食堂院の井戸』奈良文化財研究所、二〇〇六。
- (7) 『西大寺食堂院・右京北辺発掘調査報告』十七頁。
- (8) 同四三頁。
- (9) 同十七頁。
- (10) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(三十八)』四〇号木簡。
- (11) 吉野秋二「古代の「米」と「飯」大和を歩く会編『古代中世史の探究』法蔵館、二〇〇七。九七頁。
- (12) 松嶋順正「正倉院宝物より見た奈良時代の度量衡」『正倉院よもやま話』学生社、一九八九。八四頁。
- (13) 関根真隆『奈良朝食生活の研究』吉川弘文館、一九六九。四三四頁。
- (14) 『大日本古文書』一六卷、二五頁。
- (15) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(三十九)』二二五号木簡。東洋文庫。二八頁。
- (17) 吉川真司「古代寺院の食堂」榮原永遠男・西山良平・吉川真司編『律令国家史論集』塙書房、二〇一〇。四六七頁。
- (18) 『東大寺要録』卷五諸会章之餘「年中行事支度 寛平年中日記」一三九頁。
- (19) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(三十九)』一六二号木簡。
- (20) 『西大寺食堂院・右京北辺発掘調査報告』三五頁。また、「S E 950 から出土した墨書土器一覽」(同二九頁)によって、僧に關係する墨書土器の点数を挙げると、「同法」一点、「同」九点、「弥」(「西大寺弥」)二点、「綱」二点、「衆」一点(すべて釈読が確定できるもの)であり、「同」が圧倒的に多い。
- (21) 同二八頁。
- (22) (財)元興寺文化財研究所『平城京右京一条三坊一坪』二〇〇八。SE二三〇出土。三五頁。この土師器皿は九世紀後半頃の製品とのことである(七七頁)。
- (23) 『東大寺要録』卷五諸会章。